

諫早市森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

第1 趣旨

森林は、木材生産のみならず国土の保全、水源のかん養及び地球温暖化の防止など様々な公益的機能を有しており、その重要性が高まる中、長引く木材価格の低迷や森林所有者の高齢化・不在村化等から整備が行き届かない状況が危惧されています。

国では、森林経営管理法（平成30年法律第35号）を踏まえ、パリ協定の枠組みのもと温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設し、都道府県及び市町村が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てることとしています。

このうち森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条の規定によりその用途が限定されており、市町村においては、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成確保、木材の利用の促進や普及啓発その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされています。

よって、地域の課題に対応した効果的な施策を進めるため、本税を有効活用し、その施策が市民に広く認知されるよう、この基本方針を定め、適切に運用していくことが必要となります。

第2 現状と課題

本市の森林面積は14,510haで、総面積の43%を占め、市北部の多良山麓を中心に針葉樹による人工林地帯を形成しています。人工林は、スギ・ヒノキを主に、林齢56～60年生をピークに分布し、森林資源の成熟度は高まり、収穫すべき段階を迎えています。

しかし、木材の需要・価格の低迷等が続いたことにより、森林所有者は森林経営の意欲が薄れ、間伐などの整備が十分に行われていません。また林業の担い手の高齢化・減少も問題となっています。さらに近年の気候変動により自然災害が多発していることから、森林が持つ公益的機能の維持増進について高い関心が寄せられ、適切な森林整備が求められています。

森林の代表的な機能



温室効果ガスの削減



自然災害防止



水資源の貯蓄・浄水

第3 施策の方針

① 森林整備の推進

温室効果ガスの吸収や災害防止をはじめとする森林が有する公益的機能の維持増進に資するため、新たな森林経営管理制度と、既存の森林経営計画制度による一体的な取り組みを行うことで、間伐施業を主体とした森林整備を推進します。

1) 森林経営計画未認定森林

本市の森林経営計画の未認定森林を対象に、森林経営管理制度に基づく意向調査等を実施し、森林管理の把握に努め、まずは森林組合等への委託による経営管理に誘導するよう森林経営計画への参画を促すこととし、これが困難な場合には、市主体による森林経営管理制度の運用を図ります。

2) 森林経営計画認定森林

本市では森林経営計画認定森林の整備について、豊かな森づくり基金を原資とし、広葉樹植栽推進計画と針葉樹整備促進計画からなる「豊かな森づくり計画」に基づき、継続的な森林整備の支援に取り組んでおり、今後も補助事業等を活用した整備の加速化を図ります。

② 森林の整備を担うべき人材の育成・確保

森林の有する公益的機能の維持増進を図るために、森林の整備を行う担い手の技術及び技能の向上を図り、労働安全と衛生及び福利厚生、その他の施策を講じることにより、林業労働力の安定的な確保を推進します。

③ 木材利用の促進

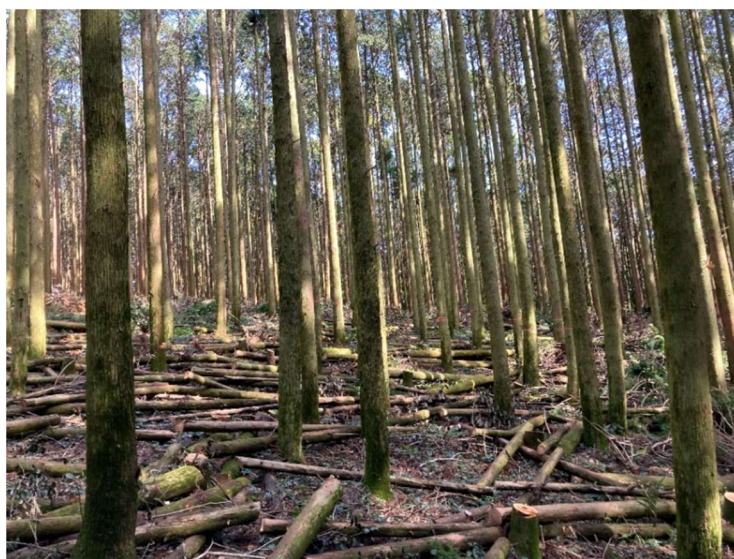
「諫早市建築物等木材利用促進基本方針」に基づき、公共施設などの木造・木質化の推進、木製品の導入、木質バイオマスのエネルギー利用などを推進することにより、「伐って、使って、植えて、育てる」森林の循環利用を促進します。

④ 森林の有する公益的機能に関する普及啓発

市民は、森林の有する公益的機能が発揮されることにより多くの恩恵を受けていることから、一人ひとりが森林の価値や森林づくりの重要性について理解と関心を高め、市民共有の財産である森林を社会全体で支えていく必要性を理解するための普及啓発等を推進します。

第4 その他

- 1) 森林環境税等は、国民に新たな税負担を求めることから、取り組み効果が期待できる新規施策に使用することを基本とします。
- 2) 森林環境譲与税については使途に関する法令上の規定があることから、一般財源と区分し、基金を設けることで、適正な事業執行と財源管理を図ります。
- 3) 本方針は、法改正や取り組みの進捗状況、情勢変化等に応じて随時見直します。



森林経営管理制度による保育（切捨）間伐施業林

○語句の説明

- ・森林経営計画とは…森林法第11条に規定される森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。

≪森林法抜粋≫

(森林経営計画)

第十一条 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、自らが森林の経営を行う森林であつてこれを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するものにつき、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、五年を一期とする森林の経営に関する計画(以下「森林経営計画」という。)を作成し、これを当該森林経営計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。